

青森市子どもの権利の保障に関する行動計画【概要版】

計画の基本的事項

I-1 計画策定の趣旨

- 平成24年12月に「青森市子どもの権利条例」を制定
- 「青森市子どもの権利条例」では、子どもにとって大切な権利を明記するとともに、権利の保障に関する本市の責務と取組、権利の侵害からの救済と回復などについて定めています。
- 本計画は、「青森市子どもの権利条例」に基づき、子どもにとって大切な権利の保障を図るための具体的な取組について定めるものです。

I-2 計画の位置付け

- 「青森市子どもの権利条例」第15条に基づく子どもの権利の保障に関する行動計画です。

「青森市子どもの権利条例」

(子どもの権利の保障の行動計画と検証)

第15条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画（以下「行動計画」といいます。）を定めるものとします。

- 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例（平成18年青森市条例第43号）に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。
- 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

- また、本計画は、令和6年度策定の「青森市こども計画」のうち、子どもの権利の保障に関連する施策を具体的に推進していくための行動計画（アクションプラン）として位置付けられます。
- 「青森市こども計画」に掲げられた子どもの権利の保障に関連する施策についての具体的な事業等を整理したものです。

I-3 計画の期間

令和6年度から令和10年度（5年間）
※「青森市こども計画」と同期間

I-4 計画の推進

- 年1回、「青森市健康福祉審議会児童福祉専門分科会」において評価・検証を行うとともに、「青森市子ども会議」の意見を尊重しながら各事業を実施していきます。
- 社会・経済情勢などの青森市を取り巻く環境の変化や市民意識調査などの市民ニーズを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うなど、柔軟かつ的確に対応していきます。

※計画の対象

- 「青森市こども計画」では、こども及び若者を主たる対象としています。本計画では、原則18歳未満の「子ども」を対象とします。

「青森市子どもの権利の保障に関する行動計画」の対象

「青森市子どもの権利条例」の第2条で定義する子ども（18歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人（18歳未満の人が在学する学校等に在学している18歳や19歳の人））

I-5 目的と基本的な考え方

- 本計画は、子どもが愛情をもって育まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。（条例第1条）
- 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければならない。（条例第3条）
 - ・子どもの最善の利益を優先して考えること。
 - ・子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
 - ・子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

I-6 子どもにとって大切な権利

- 「青森市子どもの権利条例」第2章では、子どもにとって大切な権利について、以下のとおり定めています。

安心して生きる権利（条例第6条）

- ◎ 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- ◎ 愛情をもって育まれること。
- ◎ 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- ◎ いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- ◎ 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- ◎ 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

自分らしく生きる権利（条例第7条）

- ◎ 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- ◎ 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- ◎ プライバシーや自らの名誉が守られること。
- ◎ 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- ◎ 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- ◎ 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- ◎ 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

豊かで健やかに育つ権利（条例第8条）

- ◎ 遊ぶこと。
- ◎ 学ぶこと。
- ◎ 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- ◎ 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- ◎ まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

意見を表明し参加する権利（条例第9条）

- ◎ 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- ◎ 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- ◎ 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- ◎ 仲間をつくり、集まり、活動すること。

I-7 施策体系

目的	子どもが愛情を持って育まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図る (条例第1条)		
	○子どもの最善の利益を優先して考えること ○子ども一人一人が権利の主体として尊重されること ○子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること (条例第3条)		
基本的な考え方	市の責務と取組	主な施策	関連する権利
	第1章 子どもの権利の普及啓発と学習支援 (条例第10条)	第1節 こどもの権利の普及啓発	安心して生きる権利 (条例第6条) 自分らしく生きる権利 (条例第7条) 豊かで健やかに育つ権利 (条例第8条) 意見を表明し参加する権利 (条例第9条)
	第2章 子どもの育ちへの支援 (条例第11条)	第1節 遊びや体験活動の推進 第2節 こどもが活躍できる機会づくり 第3節 こどもの視点に立った居場所づくり 第4節 こどもの意見表明・参加の促進	自分らしく生きる権利 豊かで健やかに育つ権利 安心して生きる権利 意見を表明し参加する権利
	第3章 保護者への支援 (条例第12条第1項)	第1節 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 第2節 子育て世帯への経済的支援 第3節 地域子育て支援、家庭教育支援 第4節 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	安心して生きる権利
	第4章 特に支援が必要な子どもや家庭への支援 (条例第12条第2項)	第1節 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 第2節 ひとり親家庭への支援 第3節 こどもの貧困対策 第4節 こどもの可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消 第5節 社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	安心して生きる権利 自分らしく生きる権利 豊かで健やかに育つ権利 自分らしく生きる権利
施策の方向	第5章 子どもの命と安全を守る取組 (条例第13条)	第1節 権利侵害からの救済 第2節 いじめ防止・不登校のこどもへの支援や体罰等の防止 第3節 児童虐待防止対策の更なる強化 第4節 こどもの自殺対策 第5節 犯罪被害、事故、災害などからこどもを守る環境整備	意見を表明し参加する権利 自分らしく生きる権利 豊かで健やかに育つ権利 安心して生きる権利